1 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定について

建築基準法第56条の2第1項の規定により、熊本県が指定する対象区域等は以下の通りです。 ※熊本市・八代市・天草市についても同様です。

対象区域	法別表第4(は)欄の高さ	法別表第4(に)欄の号	
第一種低層住居専用地域の全域 第二種低層住居専用地域の全域	1. 5メートル (天草市はなし)	(2)	ア)4時間
			イ)2.5時間
第一種中高層住居専用地域の全域 第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	(2)	ア)4時間
			イ)2.5時間
第一種住居地域の全域 第二種住居地域の全域 準住居地域の全域	4メートル	(2)	ア)5時間
			イ)3時間

凡例:ア)敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間 イ)敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間

※熊本県内では、「近隣商業地域」、「準工業地域」、「用途地域の指定のない区域」の3つに ついては、日影規制はありません。